

住友商事株式会社及び東京電力リニューアブルパワー株式会社
「(仮称)青森津軽南洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和6年6月10日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)青森津軽南洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」について、住友商事株式会社及び東京電力リニューアブルパワー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 青森県つがる市及び西津軽郡鱒ヶ沢町の沖合
- ・原動力の種類 : 風力(洋上)
- ・出力 : 675,000kW (最大想定)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

| | |
|-------------|-------------|
| 計画段階環境配慮書受理 | 令和6年 3月 13日 |
| 環境大臣意見受理 | 令和6年 1月 31日 |
| 経済産業大臣意見 | 令和6年 6月 10日 |

問合せ先: 電力安全課 一ノ宮、中村
電話03-3501-1742(直通)

住友商事株式会社及び東京電力リニューアブルパワー株式会社
「(仮称)青森津軽南洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

ア 対象事業実施区域の位置及び規模の検討や、風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造及び配置（以下「配置等」という。）の検討においては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の度を整理し、事業計画等に反映させること。

イ 青森県は、環境省の「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業」（平成28～30年度）により、関係者間で協議しながら、環境保全、事業性及び社会的調整に係る情報を重ね合わせた上で総合的に評価し、風力発電等の導入が可能なエリア、環境保全を優先するエリア等の区域を地図上に設定した「青森県洋上風力ゾーニングマップ」（以下「ゾーニングマップ」という。）を平成31年3月に公表した。ゾーニングマップにおいては、「立地が困難なエリア（法令等により立地が困難なエリア）」、「調整が困難又は特に配慮が必要なエリア（「立地が困難なエリア」以外で、立地により周辺地域、環境、経済活動等に重大な影響が生じる可能性があり、調整が困難又は特に配慮が必要なエリア）」、「漁業との共存・共生を図るべきエリア（漁業権を有する漁業者を含む先行利用している利害関係者等との調整や、環境への配慮が必要なエリア）」及び「調整又は配慮が必要なエリア（県知事の漁業許可等先行利用している利害関係者等との調整や、環境への配慮が必要なエリア）」（以下まとめて「ゾーニングエリア」という。）が示されている。

本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）は、ゾーニングマップにおける「立地が困難なエリア」、「調整が困難又は特に配慮が必要なエリア」、「漁業との共存・共生を図るべきエリア」及び「調整又は配慮が必要なエリア」に指定されている。このため、ゾーニングエリアの選定根拠を確認し、その趣旨をよく理解した上で、青森県等と協議等を行い、風力発電設備等の配置等を適切に検討し、本事業の実施による重

大な影響を回避又は極力低減すること。

(2) 累積的な影響

想定区域及びその周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中等であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 最新の知見等の反映

本事業の調査、予測及び評価については、最新の知見、先行事例の知見及び専門家等からの助言を踏まえ、適切に実施すること。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(5) 事業計画の見直し

上記のほかに、「2. 各論」において、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(6) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 騒音に係る環境影響

想定区域の周辺には、複数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、稼働時における騒音に係る生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境の保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）その他最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備について住居等から離隔を取ることで等により、騒音に係る生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

（２）風車の影に係る環境影響

想定区域の周辺には、住居等が存在しており、稼働時における風車の影に係る生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備について住居等から離隔を取ることで等により、風車の影に係る生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

（３）鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されている希少猛禽類であるイヌワシ、チュウヒ、オジロワシ、クマタカ、オオワシの生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突、移動の阻害等の鳥類への重大な影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺は、ノスリ、ガン類、カモ類及びハクチョウ類の渡り経路となっている可能性があることから、これら渡り鳥への影響も懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

（４）海生生物に対する影響

想定区域及びその周辺は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（平成 28 年 4 月環境省）に抽出されており、本事業の実施により、海生生物への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、藻場等の海生生物の生息及び生育基盤として重要な自然環境のまとまりの場が存在する区域を明らかにした上で、工事中における水の濁り等による海生生物への影響について、専門家等からの助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、藻場の改変を回避又は極力低減するとともに、環境保全措置を講ずることにより海生生物への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 景観に対する影響

想定区域は、顕著な海岸段丘、岩石海岸などの変化に富んだ海岸地形を特徴とし、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づき指定された津軽国定公園の普通地域が含まれている。当該国定公園には「高山小公園展望台」、「出来島海岸」等の主要な眺望点が存在することから、本事業の実施により、これら主要な眺望点からの眺望景観への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により、主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減するため、主要な眺望点から最大限離隔を取る等の措置を講ずること。さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該国定公園の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。